

会津若松市民意見公募（パブリック・コメント）の実施に関する要綱

（平成17年7月1日決裁）

（平成24年6月4日決裁）

（平成25年4月18日決裁）

（平成28年1月18日決裁）

（平成28年7月5日決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、会津若松市自治基本条例（平成28年会津若松市条例第17号。以下「自治基本条例」という。）第13条第4項の規定に基づき、市が行う市民意見公募に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な施策について、市民等に積極的に情報提供しながら、多様な意見や情報、専門的な知識等を広く求め、市の政策形成過程に反映させ、もって、行政運営の公正の確保と透明性の向上及び協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 市長等は、条例並びに自治基本条例第16条第1項に規定する総合計画及び行政の各分野における計画（以下「条例等」という。）を立案しようとするときは、その策定に係る趣旨、その他必要な事項を公表し、市民等の意見を求める手続き（以下「市民意見公募」という。）を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、企画政策部との協議を経て市民意見公募を実施しないことができる。

- (1) 公益上緊急性を要するもの
- (2) 法令等の改正に伴う文言の整理その他内容の実質的な変更を伴わないもの
- (3) 法令等の規定により、意見聴取等の手続が定められているもの
- (4) 地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
- (5) 実施機関内部に適用されるもの
- (6) 1箇年を超えない期間を対象とするもの
- (7) 国等の補助金、交付金等の申請の前提として必要となる個別事業に係るもの
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (9) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、本要綱の規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づくもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に市民意見公募を要しないと認めるもの

(条例等の案及び概要の公表)

第3条 市長等は、条例等についての決定を行う前の適切な時期に、条例等の案（条例にあっては、条例案の素案又は骨子。以下同じ。）及び概要を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、次に掲げる資料（以下「公表資料」という。）を公表するよう努めるものとする。

(1) 条例等を決定する目的及び背景

(2) 条例等に関連する次に掲げる資料

ア 根拠法令

イ 条例等を策定又は改定する場合には、上位計画等の概要

ウ 条例等の案を策定するに際して整理した論点

エ 条例等の実現によって生じることが予測される影響又は効果の程度及び範囲

オ その他必要な資料

(公表の方法)

第4条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市政情報コーナーにおける閲覧

(2) 会津若松市ホームページ及び市政だよりへの掲載

(公表する内容が相当量に及ぶ場合は、条例等の案及び概要と公表資料等の入手方法のみを掲載することとして差し支えない。)

2 前項に規定するもののほか、市長等は必要に応じ、条例等の案の公表について、広く市民等に知らせよう努めるものとする。

(予告)

第5条 市長等は、第3条第1項の規定により条例等の案及び概要を公表する前に会津若松市ホームページ等へ掲載するなどの方法により、当該意見公募手続の実施について次に掲げる事項を予告するものとする。

(1) 条例等の案の名称及び概要

(2) 条例等の案に対する意見の提出期間

(意見提出期間等の明示)

第6条 市長等は、市民等が意見を提出するために必要な期間等を勘案し、公表の日から起算して30日以上意見提出期間を確保し、かつ、提出方法及び提出言語の種類を定め、条例等の案を公表する際に明示しなければならない。

2 前項の提出方法は、郵送、ファクシミリ、電子メール、市長等が指定する場所への書面の提出、その他市長等が定める方法によるものとする。

3 市長等は、条例等の案についての意見を提出した個人又は法人等の氏名、名称等を公

表する場合には、条例等を公表する際にその旨を明示しなければならない。

(提出された意見の反映)

第7条 市長等は、前条の規定により提出された意見を検討し、条例等を決定する。

2 市長等は、前項の規定により条例等を決定したときは、条例等、提出された意見及びこれらに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、提出された意見のうち、公表することにより、個人の権利利益又は法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 第4条の規定は、前項本文の規定による公表の方法について準用する。

(市長等の職員による意見の提出の制限)

第8条 市長等の職員は、意見の提出をすることができない。

(その他)

第9条 市民意見公募の実施手続に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成24年6月4日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成25年4月18日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成28年1月18日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成28年7月5日）から施行する。